毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大

分 県 編集

九州凸版印刷株式会社

(定価 箇年 三万八千八百八十円

令 和 年

)

第 七 O

月 H

号 金 曜 H

中「三佐6丁目」の次に「、森町西1丁目、森町西2丁目、森町西3丁目、森町西4丁目、 中3丁目、畑中4丁目、畑中5丁目」を加え、同表の大分東警察署の部の鶴崎駅前交番の項 野津市」を「臼杵市野津町大字吉田」に改める 目」に改め、同表の臼杵津久見警察署の部の野津市警察官駐在所の項中「臼杵市野津町大字 目、明磺町2丁目、田中町1丁目、田中町2丁目、田中町3丁目、二又町1丁目、二又町2 森町西5丁目」を加え、同部の横尾交番の項中「大分市大字横尾」を 丁目、二又町3丁目、豊饒1丁目、豊饒2丁目、豊饒3丁目、畑中1丁目、畑中2丁目、畑 「大分市横尾東町1丁

圣里

尾交番の項及び同表の臼杵津久見警察署の部の野津市警察官駐在所の項の改正規定は、公布 の日から施行する。 この規則は、令和2年1月11日から施行する。ただし、別表第1の大分東警察署の部の横

〇 告

示

大分県告示第十号

な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、こ れを有害興行に指定した。 次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全

令和二年一月十日

告

公安委員会規

則

警察本部訓令

交番等の設置に関する規則の一部改正………………………………………………………………

示

公安委員会規則

目

次

令 指定年月日 完 • 種 類 変態おやじ 題 ラブ・ミー!イッてんだぁ 大分県知事 名 広 制 又は配給社名 作 社 瀬 名 指 著しく青少年 勝 定 理 貞 由

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年1月10日

大分県公安委員会委員長

胪

*

光

#

"

"

淫獣捜査

夫婦暴行魔を追え!

<u>-</u>

一八

映

画

オーピー映画

大分県公安委員会規則第1号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則(平成6年大分県公安委員会規則第2号)の一部を次のように

丁目、三ケ田町1丁目、三ケ田町2丁目、三ケ田町3丁目、旭町、中の瀬町、明磧町1丁 1丁目」に改め、同項中「はなの森」の次に「、竹の上、永興1丁目、永興2丁目、永興3 別表第1の大分中央警察署の部の南大分交番の項中「大分市大字奥田」を「大分市二又町

大分県告示第十一号

" "

"

誰にでもイヤラシイ秘密がある

オーピー映画

性鬼人間第二号

~イキナサイ~

オーピー映画

おそれがある。

新東宝映画

激し、その健全 の性的感情を刺

な育成を害する

区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の

令和二年一月十日

大分県報 (公安委規則・告示)

		-					
より、次のとおり都市	一月十日当した。(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、「日本の出土三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、「日本の対象」である。	大分県告示第十五号 計画事業を認可した。 計画事業を認可した。	一〇七・〇	一	後	番二まで宇佐市安心院町六郎丸字小松田四六字佐市安心院町六郎丸字小松田四六番ーから	裳線
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	······································	*				番四まで	県道津房木
令 二· 一· 一○	竹田市大字植木字政所七六七番一まで竹田市大字植木字政所八一五番二から	県道竹田直入線	一〇七・〇	く 八 六・二 ト 六 ル	前	宇佐市安心院町六郎丸字小松田四六子佐市安心院町六郎丸字六郎四三三字佐市安心院町六郎丸字六郎四三三字佐市安心院町六郎丸字六郎四三三	
令二· ·	で 竹田市大字片ケ瀬字行燈山一○三三番一二ま 竹田市大字片ケ瀬字行燈山一○三三番一二ま	一般国道五〇二号	延長	敷地の幅員	前 後 別	区間	及び路線名
供用開始年月日	供用開始区間	道路の種類及び路線名	勝貞	広瀬	大分県知事	令和二年一月十日 大公	令和二左
瀬勝貞	大分県知事					に供する。	一般の縦覧に供する。
		令和二年一月十日	主課に備え置いて	木建築部道路保入	2大分県土	図面は、令和二年一月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて	その関係図面は、
		一般の縦覧に供する。				する。 -	区域を変更する。
路保全課に備え置いて	令和二年一月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて	その関係図面は、今日	次のように道路の		条第一項	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、	道路法(四
		供用を開始する。				弗十二号	大分県告示第十二号
り、次のように道路の	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、	道路法(昭和二十七)				***************************************	
,		大分県告示第十四号		- [.		三番二まで	
***		\\	- - - -	〜 二四・ ○	後	豊後高田市田染上野字宮ノ原一二八	
令······	豊後高田市田染横嶺字畑一五二五番四まで豊後高田市田染横嶺字畑一五二五番三から	県道豊後高田安岐線		八 二 〇	É	三から豊後高田市田染上野字平畑五八六番	田安岐線
供用開始年月日	供用開始区間	道路の種類及び路線名	- - - -	\(\frac{1}{2} \) \(\frac{1} \) \(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2} \) \(\frac{1} \) \(\frac{1} \) \(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2} \) \(育	三番二地先まで豊後高田市田染上野字宮ノ原一二八	県道豊後高
瀬勝貞	大分県知事 広	令和二年一月十日	ニメートル	三六・〇トル	ή	三地先から豊後高田市田染上野字平畑五八六番	
路保全課に備え置いて	般の縦覧に供する。その関係図面は、令和二年一月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて	一般の縦覧に供する。	延長	敷地の幅員	前 後 別区域変更	区間	及び路線名 道路の種類
		供用を開始する。	勝貞	広瀬	大分県知事	大分	
り、次のように道路の	年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)				令和二年一月十日	令和二左
		大分県告示第十三号				に供する。	一般の縦覧に供する。
}	······	~~	主課に備え置いて	木建築部道路保入	大分県土	図面は、令和二年一月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて	その関係図面は、

		令和2年1月10日から施行する。	かは、
			图
		以上」を「巡査部長以上」に改める。	第3条中「警部補以上」
	部長 石川 泰三	大分県警察本部長	
) H	令和2年1月10日
			に改正する。
	11号)の一部を次のよう	大分県警察希望降任取扱規程(平成17年大分県警察本部訓令甲第11号)の一部を次のよう	大分県警察希望陷
	警察署		
	察学		
	警察本部		
		第1号	大分県警察本部訓令第1号
)警察本部iii 令	0
		吹上町地内	大分県日田市吹上町地内
			2 使用の部分
		吹上町、丸山一丁目及び大字北豆田字上手道	大分県日田市吹上町、
			1 収用の部分
令和元年十二月二十三日から令和二年二月二十八日まで			四 事業地
三 作業の期間		三十一日まで	令和十一年三月三十一日まで
竹田市、豊後大野市		日から	令和二年一月十日から
二 作業の地域			三 事業施行期間
公共測量(基準点測量)		三郎丸西有田線	三・五・十七号
一作業の種類		路事業	日田都市計画道路事業
大分県知事 広 瀬 勝 貞		種類及び名称	二 都市計画事業の種類及び名称
令和二年一月十日			日田市
いて通知があった。			一施行者の名称
「『写の規定により』とのとおり力州地方整備居佐伯河川国道事務列長から至尹祺量の実施につ	瀬勝阜	才 分界 矢 勇	